

岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画

(素案)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・目的

かつて、女性を対象とした福祉的な支援施策は、改正前の売春防止法(昭和31年法律第118号。以下「旧売春防止法」という。)に基づく婦人保護に関するものが中心で、困難な問題に直面している女性の人権擁護・福祉の増進や自立支援等の視点が不十分なものでした。

また、社会経済状況の急激な変化に伴う女性の高学歴化や就業率の上昇、婚姻に関する意識や家族関係の変化による女性の支援ニーズの多様化が進みました。そのような状況に対応するための法改正は行われず、婦人保護施策は、その対象を拡大する対応にとどまっていました。

その後、多様化する女性が直面する問題に関しては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)及び、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)が施行されるとともに、複合的な課題を抱える女性が増加し、旧売春防止法により婦人保護事業の根拠を置くことの制度的限界が指摘され、支援の在り方について、国において検討が進められてきました。

そうする中、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行下において、全国的に非正規雇用者を中心に女性の雇用情勢の急激な悪化や、外出自粛に伴う在宅時間の増加等により、DV相談や性犯罪ワンストップセンターへの相談件数が増加するなど、さまざまな課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題として認識されることとなりました。

こうした状況等を踏まえ、女性が日常生活や社会生活を円滑に営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性への支援を推進し、安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目的として、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確にした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号。以下「困難女性支援法」という。)が令和4年5月に成立し、令和6年4月に施行されました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」(令和5年厚生労働省告示第111号。以下「基本方針」という。)も公示されました。

本計画は、困難女性支援法や基本方針を踏まえ、本市における女性の福祉の増進及び自立に向けた施策が個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目的として策定するものであり、男女共同参画社会の形成の促進に関する条例がめざす「性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」の実現に資するものです。

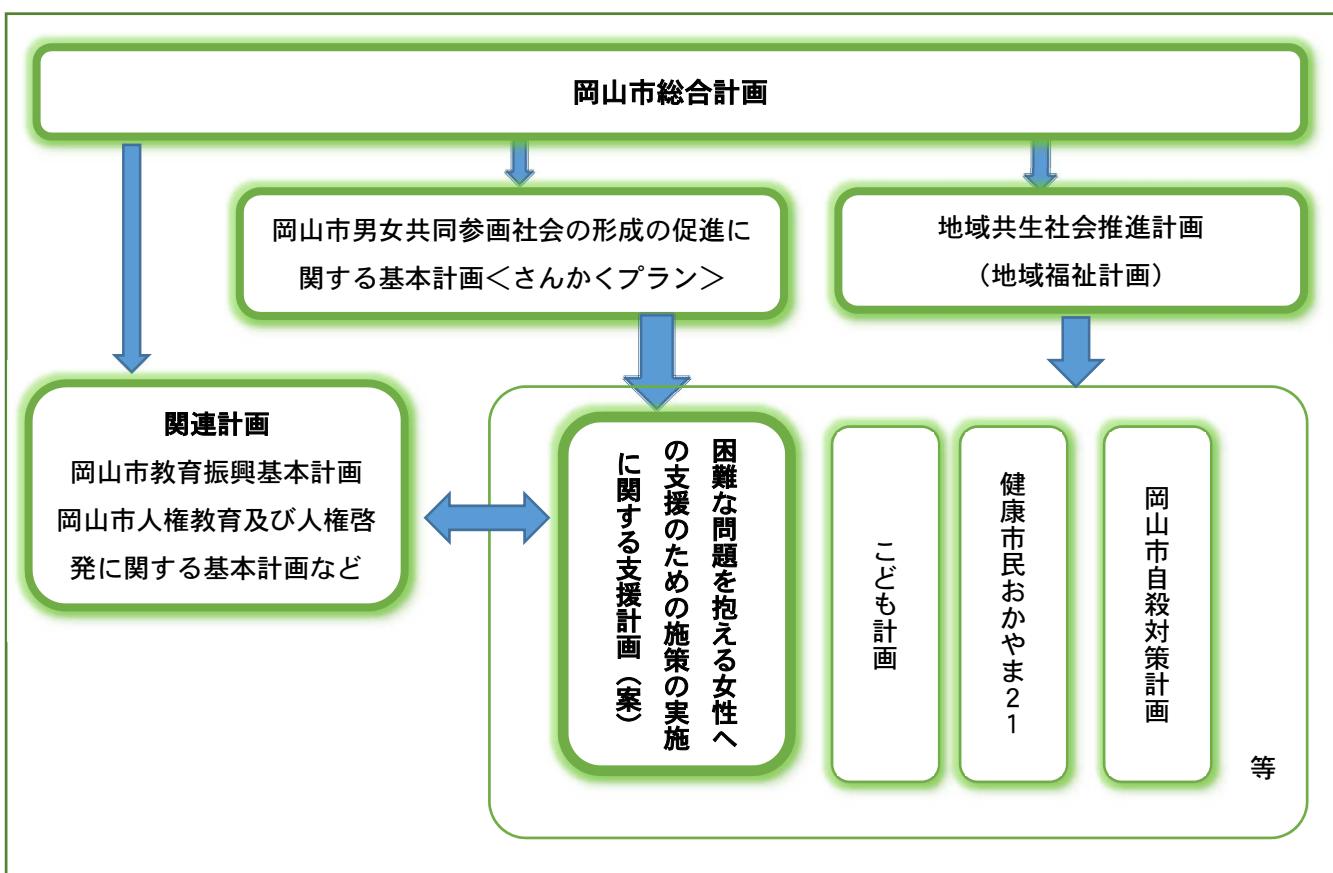
2 計画の位置づけ

本計画は、困難女性支援法第8条第3項に基づく市町村基本計画として策定します。

また、本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し策定している「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」に関連する計画としての性格を有します。

また、女性の福祉の増進を目的としていることから、本市の保健・医療・福祉施策の基本となる指針を総合的に定めた「岡山市地域共生社会推進計画(地域福祉計画)」の下位計画としての性格も有するものです。

なお、困難女性支援法に基づき岡山県が策定する計画を踏まえるとともに、本市における関連施策の計画とも連携し、計画の円滑で効果的な推進を図ります。



3 計画期間及び計画の見直し

本計画の計画期間については、関連計画である「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」の改定時期を考慮し、令和7年度から令和13年度までの7年間とし、中間にあたる令和10年度に見直しを行うものとします。

なお、困難女性支援法そのほかの関係法令に改正があった場合や、本計画の進捗等の状況変化により必要が生じた場合は適宜見直します。

4 基本理念

人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とし、困難な問題を抱える女性の意を尊重しながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を包括的に受けることができ、その福祉が増進されるよう、さまざまな支援を、早期から切れ目なく提供する体制を整備し、性別等にかかわらず誰もが健康で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

5 支援の対象者

困難女性支援法第2条は、同法に基づく支援等の対象となる困難な問題を抱える女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)」と規定しています。

支援の対象者を女性としていることについては、基本方針においても、「そもそも女性が女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害により遭遇しやすい状況にあることや、予期せぬ妊娠等女性特有の問題が存在することのほか不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会的経済的困難に陥る恐れがあること」を前提しており、本計画では、同法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず支援の対象とします。

また、性自認が女性であるトランスジェンダーの方については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談状況を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討します。

6 支援の基本的な考え方

本市における困難な問題を抱える女性の支援は、男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)と地域こども相談センターを中心とした体制で行います。

男女共同参画相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターを兼ねており、DVに関する相談にも対応します。

地域こども相談センターは、市内6か所にある福祉事務所に設置しており、困難女性支援法第11条第2項に基づく女性相談支援員を、家庭・女性相談員として配置し、女性に関わる問題のほか子どもに関わる問題や生活保護等の相談について関係機関と連携して対応することができる体制を整えています。

また、多様化する女性の抱える問題に対応するため、福祉事務所や保健所、こども総合相談所などの市関係部署との連携を強化するとともに、岡山県女性相談支援センター、警察などやさまざまな活動を行っている民間支援団体等とも連携することにより、きめ細やかで切れ目なく支援が届く体制の構築を目指します。

なお、支援に際しては、基本理念に基づき、困難な問題を抱える女性本人の心身の安全・安心の確保等に留意しつつ最大限にその意思を尊重し、本人の立場に寄り添って行います。

7 支援に関する体制

(1)男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)

男女共同参画相談支援センターは配偶者暴力相談支援センターの機能を有しており、主に電話によりDV相談を含む多様な相談に対応します。必要に応じて、対面での相談や、弁護士や公認心理師などの専門家による相談を行うほか、岡山県女性相談支援センターが実施する一時保護につなげるなど、関係機関との連絡調整を行います。

(2)地域こども相談センター

地域こども相談センターに女性相談支援員を家庭・女性相談員として配置し、電話や対面、場合によっては訪問による相談を行います。相談内容によっては、福祉事務所やこども総合相談所、保健所等の市関係部署との連絡調整を行い、一時保護が必要と判断される場合は、岡山県女性相談支援センターへ引き継ぎます。

(3)その他の市関係部署

女性が抱える問題は、複雑化、多様化、複合化しており、包括的な支援を行うためには、市関係部署との連携は不可欠です。本市で行っている様々な施策の対象者の中には、困難な問題を抱える女性が含まれる場合があり、本市では既に複合的な課題を解決するための総合相談支援体制も整備されていることから、これらの既存の事業や制度とも連携し、困難な問題を抱える女性への理解を深め、最適な支援が届く体制を整えます。

(4)岡山県女性相談支援センター

一時保護は、困難女性支援法第9条により、女性相談支援センターが行うこととされています。同法の施行以前は、一時保護の対象は、配偶者等からの暴力を受け、安全確保が必要なものが中心でしたが、同法施行規則により一時保護の対象に住居がない又は帰宅することが心身に有害な影響を与える恐れが認められる場合や、心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合などが追加されました。

法施行前の一時保護では、居所等の厳重な秘匿が条件となっていましたが、法施行により居所の秘匿の必要性が低い支援対象者も利用することとなるため、こうした支援対象者の一時保護についても、岡山県女性相談支援センターとの連携により適切に行います。

(5)民間支援団体等

民間支援団体等は、困難な問題を抱える女性に対してさまざまな支援を行っており、行政が持っていない支援スキルやネットワークなどを蓄積しています。必要かつ切れ目のない支援を行うためには、民間支援団体等との連携が欠かせません。

特に、行政の相談窓口につながりにくい若年女性等に対するSNSによる相談事業やアウトリーチにつなげるための居場所の提供、医療機関や行政機関等の相談窓口への同行支援など、行政では行き届かない支援が行われています。

困難な問題を抱える女性への支援については、行政が実施すべきことと、民間支援団体等が独自

で築いてきたネットワークや支援についての知見などの強みを相互に理解し、対等な立場で連携協力して実施することが重要です。

(6) その他の関係機関

女性が抱える困難な問題は、性的な被害、親族や配偶者等からの暴力や虐待、経済的な困難、障害など多岐に渡っており、ひとりの女性が複合的に問題に直面しているケースや、女性が自らの住所地から離れた場所で保護されるケースも想定されることから、岡山県や他市町村との連携をはじめ、警察や医療機関等、また民生委員・児童委員や愛育委員など様々な関係機関と十分な連携を図ることが必要です。

連携が想定される関係機関

自治体の配偶者暴力相談支援センター、警察、裁判所、弁護士等、生活困窮者自立相談支援機関、医療機関、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、職業紹介機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員など

(7) その他

① 苦情への対応

困難な問題を抱える女性からの相談・支援対応などに対する苦情の申し立てについては、苦情を受けた各関係部署、関係機関等で誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、職務の改善に反映するよう努めます。また、その際には申立人に二次被害が生じることがないよう努めます。

また、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例第20条に基づく苦情の申し出が可能であり、その際は速やかに処理を行います。

② 守秘義務

困難な問題を抱える女性の支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や氏名などを含む女性の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱います。また、関係機関、民間支援団体等と連携して支援を行う場合には、個人の情報について共有が必要となるため、共有する情報の取扱いについてルールを定めます。

第2章 困難な問題を抱える女性を取り巻く現状と課題

1 現状

本市では、困難な問題を抱える女性への支援に関する施策として、男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や地域こども相談センターで実施しているDVや離婚などに関する相談業務や、保健所で実施している予期せぬ妊娠に伴う健康相談のほか、子どもの問題や生活困窮、就労支援等性別にかかわらず実施する事業も含め、さまざまな取組を行っています。

本計画の策定にあたり、困難な問題を抱える女性の現状を把握するため、市関係部署へ関係施策の状況を調査するとともに、民間支援団体等へヒアリングを実施し、見えてきた課題について整理しました。

(1) 関連施策の相談窓口での現状

① 男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）は、性別等を理由とする差別的取り扱い等についての総合相談窓口として開設しており、さまざまな悩みごとに関する相談に電話と面談で対応します。また、配偶者暴力防止等法に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能も有しております、DV、デートDV等の相談・支援も行います。

ア 年代別相談件数の推移(DV含む) (件)

	R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	一般	DV	小計												
10代	8	2	10	33	1	34	16	0	16	7	0	7	7	0	7
20代	54	70	124	48	86	134	76	65	141	67	75	142	26	67	93
30代	104	185	289	134	205	339	110	229	339	95	190	285	85	146	231
40代	198	176	374	218	149	367	207	377	584	154	174	328	90	151	241
50代	380	60	440	522	98	620	602	66	668	593	65	658	636	96	732
60代	593	24	617	537	71	608	223	18	241	213	12	225	228	51	279
70代以上	12	43	55	25	30	55	30	35	65	18	11	29	21	26	47
不明	288	61	349	271	60	331	233	47	280	219	79	298	168	50	218
合計	1,637	621	2,258	1,788	700	2,488	1,497	837	2,334	1,366	606	1,972	1,261	587	1,848

過去5年間の相談状況をみると、コロナ禍による外出制限や雇用環境の悪化等の影響からか、ピークとなる令和2年度までは件数が増加し、令和3年度からは減少傾向となりましたが、依然として高水準で推移しています。

相談者の年齢区分については、30代から60代が多い状況です。

イ 主訴内容別件数(DV 含む)

		合 計	内 訳				
			DV	夫婦関係 (DV以外)	子ども 関係	親族 関係	その他
R元年度	件 数	2,258	621	151	51	36	1,399
	実人数	688	250	102	44	32	260
R2年度	件 数	2,488	700	136	56	63	1,533
	実人数	665	238	91	36	49	251
R3年度	件 数	2,334	837	91	31	68	1,307
	実人数	572	211	58	20	40	243
R4年度	件 数	1,972	606	97	56	46	1,167
	実人数	561	218	68	31	38	206
R5年度	件 数	1,848	587	88	31	73	1,069
	実人数	529	217	59	23	51	179

主訴内容は、その他を除くとDV相談が最も多い、コロナ禍にあつた令和3年度までは件数が増加し、その後減少に転じましたが、依然として高水準で推移しています。

ウ 令和5年度 DV相談年代主訴別件数 (件)

年代 主訴内容	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代 以上	不明	計
身体的	0	42	93	82	50	13	10	13	303
精神的	0	9	44	61	41	32	15	29	231
経済的	0	9	7	6	4	6	0	6	38
性的	0	7	1	1	1	0	1	2	13
社会的	0	0	1	1	0	0	0	0	2
計	0	67	146	151	96	51	26	50	587

DV相談件数を年代別にみると、特に30代、40代の件数が多くなっています。主訴内容別では50代までは身体的が最も多い、60代からは精神的が最も多くなっています。

工 緊急一時保護件数 (件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
件数	1	0	1	0	0

緊急一時保護は、岡山県女性相談支援センターの業務時間が終了している夜間等での対応となりますが、近年警察による保護が行われるようになったことで、本市による緊急一時保護はほとんどない状況となっています。

②地域こども相談センター

地域こども相談センターは市内6福祉事務所に設置しており、家庭・女性相談員を配置して、DV や子どもの虐待のほか家庭内における様々な問題についての相談に、電話や面談または、訪問により対応しています。

ア 相談件数の推移 (件)

年度 内容	R1	R2	R3	R4	R5
訪問相談	1,440	1,636	1,446	1,867	1,649
面接相談	1,918	1,975	1,666	1,869	1,706
電話相談	6,345	7,544	8,270	9,247	8,419
計	9,703	11,155	11,388	12,983	11,774

相談件数は令和4年度まで増加傾向が続き、令和5年度に減少に転じましたが、依然として高水準で推移しています。

イ 相談経路 (件)

年度 相談経路	R1	R2	R3	R4	R5
本人自身	5,943	6,920	7,381	8,103	7,406
警察、法務、労働関係	29	19	11	15	15
教育関係	362	259	331	508	647
婦人に関する相談機関	193	172	214	188	83
福祉事務所	717	976	947	1,076	919
関係機関	1,372	1,574	1,464	1,858	1,551
医療関係	800	951	754	964	910
知人縁故関係	198	135	176	90	131
その他	89	149	110	181	112
計	9,703	11,155	11,388	12,983	11,774

主な相談経路は本人からが最も多くなっています。また、教育関係からの相談件数は、令和元年度と

令和5年度を比較すると約1.8倍と大幅に増加した一方、婦人に関する相談機関からの相談件数は、約6割減少しています。

ウ 主訴別相談状況

(件)

年度 主訴内容	R1	R2	R3	R4	R5
夫等の暴力	543	410	265	404	364
離婚問題等	568	630	723	854	795
精神的問題	1,933	2,692	3,463	3,732	3,271
上記以外の医療関係	210	98	83	136	50
生活困窮	633	292	436	578	657
子どもの問題	5,226	6,526	5,709	6,754	6,343
その他	590	507	709	525	294
計	9,703	11,155	11,388	12,983	11,774

相談内容は、子どもの問題が最も多くなっています。女性に関係性が強い夫等の暴力と離婚問題等の件数を合わせると毎年おおむね1,000件以上計上されています。

③困難な問題を抱える女性への支援事業における相談窓口(市委託事業)

本市では、令和4年度から「困難を抱える女性への支援事業」(国庫補助事業)を民間支援団体に委託して実施しています。主な事業内容は、電話、メール、SNSによる相談と居場所の提供です。居場所の提供事業は、家庭内で安らぐことができない人や、職場、学校、地域で孤立、孤独を感じている人が気軽に安心して立ち寄ることができる場所を提供するとともに、お茶や軽食の無料提供や生理用品の配布を行っています。

ア 相談事業

令和4年度年代別相談件数

(件)

年代 方法	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	計
電話	2	15	22	41	11	25	10	3	129
メール	1	5	13	23	7	0	2	5	56
チャット	14	11	0	0	0	0	0	19	44
計	17	31	35	64	18	25	12	27	229

相談内容内訳 (件)

相談 内容	① 困 窮	② 就 労	③疾病		④ 孤 立	⑤人間関係		⑥DV		⑦その他	計
			身体	こころ		家庭	職場・学校	配偶者、デート DV	家族		
件数	19	19	6	31	29	45	15	46	17	2	229

令和5年度年代別相談件数 (件)

年代 方法	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	その他	行政等	計
電話	0	33	26	69	21	10	10	45	5	219
メール	0	8	0	0	1	0	0	8	0	17
LINE	4	155	51	102	10	29	1	188	0	540
計	4	196	77	171	32	39	11	241	5	776

相談内容内訳 (件)

相談 内容	① 困 窮	② 就 労	③疾病		④ 孤 立	⑤人間関係		⑥DV		⑦その他	計
			身体	こころ		家庭	職場・学校	配偶者、デート DV	家族		
件数	32	27	19	178	121	239	29	34	66	41	776

令和5年度に、LINE による相談を開始したところ、20代を中心に相談件数が大幅に増加しており、男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)での相談者と年齢層に違いがみられました。どの年代においても LINE を活用した相談は電話や対面と比較して、利用しやすい相談方法であると考えられます。

イ 居場所の提供事業

【令和4年度】

開催期間等:7月～3月 月2回 計18回開催

参加者数:延べ88名

相談内容内訳(複数回答) (件)

相談 内容	収入 お金	仕事	将来へ の不安	体	子ども	学校	職場の 人間 関係	孤独 孤立	家族 家庭	その他	特に なし	計
件数	32	13	4	20	10	3	5	31	15	9	4	146

【令和5年度】

開催期間等:7月～3月 定期開催3か所 実施回数53回(臨時開催含む)

参加者数:延べ113名

相談内容内訳

(件)

相談 内容	困窮	就労	疾病		孤立	人間関係		DV		その他	計
			身体	こころ		家庭	職場 ・ 学校	配偶者、 デー ト DV	家族		
件数	19	13	4	2	28	12	12	1	1	21	113

居場所事業においては、孤立感を抱えている方の利用が最も多くなっています。

④岡山県内の状況

ア 岡山県内の主な相談窓口での DV 相談実績

(件)

施設名	年度	R1	R2	R3	R4	R5
		398	451	449	447	421
配偶者暴力相談支援センター	県女性相談所	382	350	391	371	289
	倉敷市男女共同参画推進センター	599	651	775	354	358
	津山市配偶者暴力相談支援センター	-	-	128	192	132
	岡山市配偶者暴力相談支援センター※	569	639	779	562	561
	警察本部・警察署	1,719	1,605	1,560	1,624	1,420

※本人からの相談の件数を計上しており、(1)アの表と数値は一致しない

県内の相談実績については、各センター等で年度間のばらつきはありますが、高水準で推移しています。

イ 岡山県女性相談所における一時保護件数

(件)

年 度 区 分	R1	R2	R3	R4	R5
要保護女性	75	58	64	49	42
うち DV 被害者	59	28	43	37	27
同伴児童	50	28	30	44	24
うち DV 被害者同伴児	48	25	26	41	22
入所者数計	125	86	94	93	66
うち DV による入所者	107	53	69	78	49

⑤その他参考資料

ア 岡山市の自殺者数の推移(男女別)

(件)

性別 年代	H30	R1	R2	R3	R4
男性	53	66	64	76	58
女性	29	28	31	46	28
計	74	74	95	122	86

※出典:第2次岡山市自殺対策計画及び令和6年度版保健衛生年報より作成

令和3年度46人、令和4年度28人の女性が自死されています。自殺原因・動機では、家庭問題と健康問題の割合が大きく、背景にはコロナ禍での不安定な雇用状況も影響したものと考えられます。

イ 岡山県における人工妊娠中絶数

年代 年度	H30		R1		R2		R3		R4	
	件数	割合								
10代	210	9.2%	209	9.7%	193	9.1%	156	8.3%	128	7.0%
20代	981	42.8%	904	41.9%	974	46.1%	851	45.5%	873	47.9%
30代	893	38.9%	863	40.0%	758	35.9%	700	37.4%	656	36.0%
40代	210	9.2%	180	8.3%	189	8.9%	164	8.8%	167	9.2%
50代	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	2,294		2,156		2,114		1,871		1,824	

※出典:厚生労働省衛生行政報告例の概況(平成30年度～令和4年度)人工妊娠中絶件数実施率(女子人口千対)都道府県別を加工

10代、20代を合わせた割合が全体の半数を超えており、平成30年度はこれらの年代で52%でしたが、令和4年度は55%近くまで伸びています。

(2)市関係部署への調査及び民間支援団体等へのヒアリングまとめ

困難な問題を抱える女性をめぐる現状や課題把握のため、令和6年5月から7月にかけて、市関係部署への調査及び民間支援団体等へのヒアリングを実施し、主な意見について下記のとおり分類し整理しました。

① ヒアリングの概要

ヒアリング団体数	8 団体
団体の内訳(主な活動内容で分類)	女性支援を行う団体 4 団体 居住支援を行う団体 1 団体 生活困窮者に対する支援を行う団体 1 団体 子どもの支援を行う団体 1 団体 犯罪被害者支援を行う団体 1 団体

② 主な意見

【支援体制に関する意見】

- ・10代、20代の若年女性の支援対象者が急増している
- ・自分からコンタクトをとることができない支援対象者へのアウトリーチに困っている
- ・相談意欲に乏しく、問題が顕在化しない支援対象者をどのように相談、支援機関につなげるか
- ・相談場所等の周知の機会を増やし、当事者が声を出しやすい環境や機会を整えることが現状把握につながる
- ・問題が多様化、複雑化していることから、さまざまな関係課・関係機関とも情報共有を行いながらスマートな連携による支援体制が必要

【支援内容に関する意見】

- ・複合的な課題を抱えている支援対象者が多く、支援対象者の意思を尊重しながら解決に向けて支援することが必要であり、長期的な視点での関わりや支援が必要
- ・支援対象者の状況によっては、他の民間支援団体等との連携が必要
- ・問題の多様化、複雑化に対応するため、相談員等は高度な専門知識と経験が必要
- ・回復に時間がかかる支援対象者に対しての中長期的な支援が乏しい
- ・さまざまな事情で一時保護ができない支援対象者の対応に苦慮している

【民間支援団体等に関する意見】

- ・多くの団体が運営を継続するうえで、財政面及び人材確保に苦慮している

【啓発に関する意見】

- ・自立に向けた就労支援において、企業や事業所に支援対象者の特性について理解してもらい、すぐに成果を求めず長い目で見守ってもらいたい
- ・就労にあたっても、就労訓練、職業体験など少しづつ環境に慣れるようにするなどの配慮が必要

【その他の意見】

- ・困難な状況に追い込まれることのない社会の実現に向けた取り組みが、困難な問題を抱える女性への包括的な支援を進めるうえでも必要

2 現状から見えてきた主な課題

各種相談窓口における相談状況や各種統計資料及び、市関係部署への調査や民間支援団体等へのヒアリングを通して見えてきた主な課題を以下のとおりまとめました。

【支援体制に関する課題】

- ・相談窓口までたどり着けない支援対象者へのアウトリーチによる支援
- ・相談窓口が分かりやすい、行きやすいなど支援対象者が助けを求めやすい環境づくり
- ・多様化、複雑化した問題やニーズに対応するため、様々な市関係部署や民間支援団体等がつながることが必要
- ・行政と民間支援団体等の協働の仕組みや連携体制の構築
- ・多様化、複雑化した問題に対応できるスキルを持った相談員やコーディネーターの育成

【支援内容に関する課題】

- ・自立支援など中長期的な支援の充実
- ・心理面や、医療的ケアなどにおいて専門的な支援の必要性
- ・状況に応じた避難場所や居場所、住居の提供

【民間支援団体等に関する課題】

- ・民間支援団体等の安定した運営基盤
- ・行政と民間支援団体等の協働の仕組みや連携体制の構築(再掲)

【啓発に関する課題】

- ・若年層への教育、啓発の一層の充実
- ・一般市民や企業など広く社会への啓発と理解促進が必要

第3章 計画の内容

1 基本目標

本計画の基本理念の実現を目指し、本市における困難な問題を抱える女性の現状と課題を踏まえ、基本目標を以下のとおり定めるものとします。

基本目標1 困難な問題を抱える女性に対し、必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築

基本目標2 民間支援団体等との協働・連携の推進

基本目標3 支援を必要とする女性に届く相談窓口情報の周知

基本目標4 市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないための教育・啓発・広報の実施

2 基本目標に対する施策の方向性

基本目標	施策の方向性
1 困難な問題を抱える女性に対し、必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築	(1)相談支援体制の充実 (2)一時保護及び緊急一時保護の実施 (3)被害回復及び生活回復支援 (4)同伴児童等への支援 (5)自立に向けた住居確保や就労に向けた支援 (6)支援調整会議によるネットワークの構築 (7)人材育成及び研修の充実
2 民間支援団体等との協働・連携の推進	(1)民間支援団体等の運営に対する支援 (2)支援調整会議によるネットワークの構築(再掲) (3)人材育成及び研修の充実(再掲)
3 支援を必要とする女性に届く相談窓口情報の周知	(1)相談窓口の周知 (2)アウトリーチ支援の充実
4 市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないための教育・啓発・広報の実施	(1)市民に向けた情報発信 (2)若年層に向けた啓発

3 施策の方向性に対する主な取組

■基本目標1 困難な問題を抱える女性に対し、必要な支援を切れ目なく提供できる体制の構築

(1)相談支援体制の充実

本市では、これまで男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）や地域こども相談センター、福祉事務所等の窓口において、困難な問題を抱える女性からの相談に応じています。地域こども相談センターが各福祉事務所内に設置されている強みを活かした相談体制の充実に努め、区役所の窓口や、外国人の相談窓口などとの連携の強化を図ります。

また、民間支援団体等へ相談している支援対象者についても、本人の同意を得た上で支援調整会議などにより情報を共有し、連携して対応します。

予期せぬ妊娠等に対しては、保健所による特定妊婦への支援や、妊婦への支援を行っている民間支援団体等との連携により対応します。

さらに、法的な解決が必要な事案や、高度で専門的な知識やノウハウが必要な事案に対応するため、男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）で実施している弁護士や公認心理師などの専門家による相談の充実に努めます。

<主な事業・取組>

■男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）

- ・女性に関するさまざまな相談に、電話、対面で対応するとともに、平日の夜間や土日・祝日も相談ができる体制を整えます。

■地域こども相談センター

- ・家庭・女性相談員を配置し、女性に関する様々な相談に、電話、対面または訪問によって対応します。
- ・福祉事務所内に設置していることや、子どもの問題についても相談できる利点を生かし、市関係部署や関係機関と連携し必要な支援につなげます。

■産前産後相談（さんさん）ステーション

- ・市内6か所の保健センター内に設置し、予期せぬ妊娠など妊娠、出産に関する相談を対面や電話で対応します。

■専門相談

- ・法的な解決が必要な事案や、専門的な知識やノウハウが必要な事案等は相談内容に応じて、弁護士や公認心理師等専門家による相談を実施します。

(2)一時保護及び緊急一時保護の実施

一時保護は岡山県女性相談支援センターが入所決定をするため、相談窓口に来られた支援対象者が一時保護の対象者と判断される場合は、岡山県女性相談支援センターにつなぐ必要があります。

困難女性支援法の施行により、一時保護の対象が多様化していることから、ケースごとの状況を把握したうえで適切に、岡山県女性相談支援センターにつないでいきます。

緊急一時保護は、配偶者からの暴力の被害者が岡山県女性相談支援センターの一時保護が行われるまでの間、緊急的に本市において避難場所を提供するものです。

<主な事業・取組>

■緊急一時保護

- ・DV で緊急に避難する必要がある場合、岡山県女性相談支援センターの一時保護が行われるまでの間の本市が確保している避難場所を提供します。
- ・緊急一時保護により保護した支援対象者が岡山県女性相談支援センターに一時保護の相談を行う際は、男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)の相談員がサポートします。

(3)被害回復及び生活回復支援

困難な問題を抱える女性の中には、性的な被害や、配偶者、親族等からの身体的、心理的、性的な暴力等の被害を受け、様々な健康障害を抱えている方や、差別や社会的排除等の経験に起因する困難や生きづらさ等を抱えている方がいると思われます。このような経験からの心身の健康の回復には一定の期間を要することが想定されます。

また、被害によって奪われてきた、あるいは育てられてこなかった生活する力の獲得に向けた支援や、人との距離の取り方を含めた人間関係の再構築に対する支援が求められます。

<主な事業・取組>

- ・性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭われた方の被害回復支援については、性暴力被害者支援センターや犯罪被害者等早期援助団体と連携して対応します。
- ・18歳未満の女性の支援については、こども総合相談所や児童家庭支援センター、子どもシェルター、自立援助ホーム等とも連携し対応します。

(4)同伴児童等への支援

DV と児童虐待には密接な関連性があることから、男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)では、女性だけでなく子どもへの暴力や面前 DV 等の被害が生じているまたは生じる恐れがある場合、地域こども相談センターやこども総合相談所等とも情報を共有して対応にあたります。

また、支援対象者の子どもの通学、教育等への対応については、支援対象者や子どもの意思を尊重し、確認の上、危険や二次被害が及ばないよう教育委員会就学課等や学校園とも情報共有を行い切れ目なく教育が受けられるよう対応します。

(5)自立に向けた住居確保や就労に向けた支援

自立支援については、個々の支援対象者の状況や希望等に応じて、社会福祉サービス等も活用しながら、安定的に日常生活や社会生活を営み、その人らしい暮らしを実現することを目指します。

支援対象者が地域社会において安定的な生活を営むためには、住まいの確保が重要であり、関係機関や民間支援団体等とも連携して自立の段階に応じた多様な居住ニーズに対応できるよう努めます。

就労にあたっては、各種の支援事業なども活用し、本人の意思や希望を尊重しながら、対応していきます。

(6)アフターケア

自立に向けては、一部の課題がありつつも自立した生活へ移行することが多いため、再度孤立することがないように、地域での生活再建を支える必要があります。

地域へ生活の場を移行したのちも、民間支援団体と連携し、支援対象者の継続的なフォローアップや相談支援、居場所の提供等を行うこととします。

(7) 支援調整会議によるネットワークの構築

行政と民間支援団体等が一同に会する場として支援調整会議を設置します。

必要に応じて、実務者による個別ケースについての検討の場を設けることにより、相談から回復、自立までの支援について、関係者が情報を共有し切れ目ない支援体制の構築を図ります。

また、行政の担当者と地域の民間支援団体等の職員が優れた支援事例や抱えている課題等について、互いの経験を共有し、ともに学びあう機会とします。

(8) 人材育成及び研修の充実

地域こども相談センターの家庭・女性相談員や、男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の相談員、民間支援団体等の職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図るため、国や県が実施する困難な問題を抱える女性への支援に関する研修等への参加を推進します。

また、DV と児童虐待には強い関連性があることから、こども総合相談所とも連携し、男女共同参画相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）の相談員や家庭・女性相談員、学校園の教職員等に対して、DV と児童虐待の関連性や、児童への対応について研修を行い、対応方法等の共有を図ります。

更に、窓口業務など困難な問題を抱えている、もしくは、その可能性のある市民への対応を行う部署に対しては、対応についての研修や国からの通知等の情報共有を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援に直接関係しない市部局窓口の職員に対しても、困難な問題を抱える女性の現状や支援等について周知を行い、行政職員による配慮のない対応でさらに傷つけられるといった二次被害が生じないよう努めます。

基本目標2 民間支援団体等との協働・連携の推進

(1) 民間支援団体等の運営に対する支援

民間支援団体等の多くは、運営資金を寄付や自己資金で補てんするなど厳しい運営状況にあり、人材についても、別に本業を持ちながら活動する方も多く、資金や人材が十分足りているとは言えない状況です。市は、人材育成に係る研修費用やシェルターの防犯設備の整備等へ補助を行っていますが、引き続き必要な財政支援等について検討していきます。

(2) 支援調整会議によるネットワークの構築(再掲)

行政と民間支援団体等が一同に会する場として支援調整会議を設置します。

必要に応じて、実務者による個別ケースについての検討の場を設けることにより、相談から回復、自立までの支援について、関係者が情報を共有し切れ目ない支援体制の構築を図ります。

また、行政の担当者と地域の民間支援団体等の職員が優れた支援事例や抱えている課題等について、互いの経験を共有し、ともに学びあう機会とします。

(3)人材育成及び研修の充実(再掲)

地域こども相談センターの家庭・女性相談員や、男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)の相談員、民間支援団体等の職員の専門的知識の習得及び資質の向上を図るため、国や県が実施する困難な問題を抱える女性への支援に関する研修等への参加を推進します。

また、DV と児童虐待には強い関連性があることから、こども総合相談所とも連携し、男女共同参画相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)の相談員や家庭・女性相談員、学校園の教職員等に対して、DV と児童虐待の関連性や、児童への対応について研修を行い、対応方法等の共有を図ります。

更に、窓口業務など困難な問題を抱えている、もしくは、その可能性のある市民への対応を行う部署に対しては、対応についての研修や国からの通知等の情報共有を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援に直接関係しない市部局窓口の職員に対しても、困難な問題を抱える女性の現状や支援等について周知を行い、行政職員による配慮のない対応でさらに傷つけられるといった二次被害が生じないよう努めます。

基本目標3 支援を必要とする女性に届く相談窓口情報の周知

(1)相談窓口の周知

困難な問題を抱える女性をできる限り早期に把握し、必要な支援につなげることが重要です。

行政の相談窓口への相談方法は、主に電話や対面であり、30代以上の方が多く利用する一方、10代から20代の利用は低迷しています。

しかし、民間支援団体に委託して行っている LINE など SNS による相談では、若年層も多く利用しており、年代にあった相談方法や相談窓口の提供及び周知が必要と考えられることから、市広報紙やホームページだけでなく、SNS 等の積極的な活用など様々な広報媒体による周知・広報を行います。

<主な事業・取組>

- ・相談窓口等の情報について、市ホームページ、公式 SNS、市広報紙、ポスターの掲示、チラシ、カードの配布等さまざまな媒体を活用して周知・広報を行います。
- ・電話や対面だけでなく、SNS 等を活用した相談ができるなどを積極的に発信します。

(2)アウトリーチ支援の充実

様々な状況から支援を必要としながらも相談につながりにくい支援対象者、特に若年層に対しては、支援対象者がいると思われる場所に出向き、支援につなげる等の取組が必要です。

そこで、アウトリーチにつなげるための居場所の提供事業について、若者が行きやすく、気軽に安心して立ち寄ることができる場所で実施することで利用を促進し、支援が必要な対象者の早期把握・早期支援につなげることに努めます。

<主な事業・取組>

- ・民間支援団体等と連携し、気軽に安心して立ち寄ることのできる居場所の提供を行い、支援が必要な対象者の早期把握・早期支援につなげます。

基本目標4 市民一人ひとりが被害者にも加害者にもならないための教育・啓発・広報の実施

(1)市民に向けた情報発信

困難な問題を抱える女性について社会の理解と関心を深め、DVなどの女性が抱える困難な問題や周囲の心ない言動や誹謗中傷によって被る二次被害の防止など、被害者も加害者も生み出さない社会づくりを推進するため、市民に対する啓発・広報等に努めます。

<主な事業・取組>

- ・DV 防止月間や本市イベント等の様々な機会を捉え、困難な問題を抱える女性への理解と、誰もが困難な問題を抱える当事者となりうることの理解を促すことで、被害者も加害者も生み出さない社会づくりを進めます。

(2)若年層に向けた啓発

学校では、内閣府が令和2年6月、「性犯罪・性暴力対策強化の方針」を策定したことを踏まえ、「生命(いのち)を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための「生命(いのち)の安全教育」を各学校の実態に応じて行っています。こうしたことも踏まえ、学校園、教育委員会、大学、専門学校等とも連携しながら、性暴力や性的搾取、デート DV 等の被害及び加害を防止する教育・啓発に努めます。

また、男女共同参画推進センター(さんかく岡山)では、ジェンダーの理解や、人間のからだと発達、生と生殖に関する健康等、若年層の性をめぐるさまざまな要素を含む「包括的性教育」に関する講座などをを行うとともに、特に10代から20代の若者に対しては、身体のことや性のこと等について専門家に相談できる「ユースクリニック」の利用を促進します。

第4章 計画の推進と進捗管理

(1)計画の推進

本計画の推進にあたっては、市関係部署が連携して計画に基づく施策を着実に実施するとともに、市民協働局が所管する「DV 対策庁内ネットワーク会議」において、情報共有や意見交換等を行い、本計画の円滑かつ効果的な推進を図ります。

(2)計画の進捗管理2

計画の進捗については、「岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画」に関連する計画として、「男女共同参画専門委員会」において、毎年度、管理、評価を行うとともに、必要に応じて本計画の対象者への支援に携わる関係者や有識者の意見を聴取し、計画の円滑な推進を図ります。

(3)支援調整会議

困難な問題を抱える女性に早期に円滑かつ最適な支援を行うためには、市関係部署や関係機関及び民間支援団体等との間で協働・連携、情報の共有を行うことが必要なことから、これらの関係者で構成する支援調整会議を設置します。

支援調整会議は、行政機関及び民間支援団体の代表者など関係者の相互理解や連携を深め、必要な情報の交換を行う代表者会議、行政の担当者及び民間支援団体の担当者で個別の支援の内容に関する協議等を行う実務者会議、行政の担当者により個別ケースについて詳細な支援方針を議論する個別検討会議と、3層に分けて実施するものとします。

なお、支援調整会議においては、困難女性支援法第15条に基づき、構成員となる地方公共団体や法人の役職員または役職員であった者、構成員となる個人または構成員であった個人に対して罰則のある守秘義務を設けることで、支援を必要とする女性の個人情報を含む情報を共有できることとなっています。

また、実務者会議や個別検討会議において、方針が決まらなかった困難ケース等については、総合相談支援体制における複合課題ケース検討会の活用も行うこととします。

成果指標

指標	基準値	令和13年度
支援調整会議の年間開催回数	—	25回
市内のDV相談機関(男女共同参画相談支援センター、地域こども相談センター、民間の相談機関(NPO団体等))の認知度	男女共同参画相談支援センター 24.0%(R2)	30.0% (R12)
	地域こども相談センター 18.0%(R2)	28.0% (R12)
	民間の相談機関(NPO団体など) 16.2%(R2)	25.0% (R12)
DV等の犯罪防止啓発事業の参加者数	1,183人(R5)	4,000人 (R7~R12の合計)